

150MHz帯防災相互用5W携帯型無線装置購入仕様書

1. 総則

本仕様書は、熱海市が購入する150MHz帯防災相互用5W携帯型無線装置について、必要な事項を定める。

2. 概要

熱海市が購入する150MHz帯防災相互用5W携帯型無線装置に関する概要を示すものとする。

3. 購入品目及び数量

購入品目及び数量は、以下のとおりとする。

No.	購 入 品 目	数 量	備 考
1	防災相互用無線装置	1 台	158.35MHz 陸上移動局 (あたまぼうたい2)

※既設防災相互用無線機(現況10W あたまぼうたい2)の処分費を含む。なお、処分に際しては無線機として再利用できないように適正に処分すること。

4. 履行期限

契約日から令和2年3月25日までに納入するものとする。

5. 納入場所

熱海市役所 4階 危機管理課

6. 契約の履行

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる機器の納入及び総合調整までとする。

7. 検収等

本製品の納品検査は、指定の周波数を実装し、外観・機能等の検査の合格日をもって納品完了とする。

また、本製品の納品に併せて、納入品一覧表、取扱説明書及び完了写真を提出すること。

8. 保証

本製品納入後、1年以内において発注者の取扱い不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合には、無償にて修理又は交換をおこなうこと。

また、重大な故障で製品上の責任と判断される場合には、上記期間を経過したものであっても協議の上、受注者は無償で修理に応じること。

納品後の機器の検査、修理等のメンテナンスの対応が即時可能であること。

9. 特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者にあるものとする。

10. 疑義、仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備すべきものについては、これを含むものとする。また、本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、受注者の一方的な解釈によって処理してはならないものとする。

11. その他

(1) 落札した者は、金額明細書を提出するものとする。

(2) 納品日が決定した際には、事前に納品日を担当者に連絡し、納品場所について指示を受けることとする。

(3) 無線局申請に係る書類を整理して適正に処理をすること。

※既設防災相互用無線機（現況10W あたみぼうたい2）の機器更新（変更申請）を行うこと。

(4) その他不明な点については、担当者の指示に従うこと。